

# 命 令 書 (写)

金沢市駅西本町3丁目13番5号  
申 立 人 全国一般石川地方労働組合  
執行委員長 X 1

埼玉県新座市北野3丁目6番3号  
被 申 立 人 サンケン電気株式会社  
代表取締役社長 Y 1

上記当事者間の石労委平成23年(不)第1号サンケン電気事件(平成23年1月28日申立て)について、当委員会は、平成23年10月18日、第569回公益委員会議において、会長公益委員中村明子、公益委員俣田明佳、同小倉正人、同中山博善及び同稲手信次が出席し、合議のうえ、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

#### 1 事案の概要

本件は、申立人全国一般石川地方労働組合(以下「申立人」という。)が、平成22年2月23日の申立人と石川サンケン株式会社(以下「石川サンケン」という。)の第1回団体交渉において、石川サンケンから同社門前工場(以下「門前工場」という。)を平成23年3月末で閉鎖する旨の提案がなされた間

題（以下「門前工場閉鎖問題」という。）について、石川サンケンの親会社である被申立人サンケン電気株式会社（以下「被申立人」という。）に対して平成23年1月16日付け書留内容証明郵便で団体交渉を申し入れたところ、被申立人において、平成23年1月21日付け回答書で被申立人は申立人組合員の使用者には当たらないことを理由にこれを拒否したことが、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、申立人から救済申立てがあった事件である。

## 2 請求する救済の内容の要旨

(1) 被申立人は、門前工場閉鎖問題について、申立人との団体交渉に応じなければならない。

(2) 陳謝文の交付、掲示及び新聞広告の掲載

## 第2 争点及び当事者の主張の要旨

### 1 争点

被申立人は、門前工場閉鎖問題について、団体交渉応諾義務を負う使用者に該当するかどうか。

### 2 当事者の主張の要旨

#### (1) 申立人の主張の要旨

ア 労働組合法第7条の使用者性の判断は、とりわけ団体交渉拒否の不当労働行為（同条第2号）が争われる事案においては、当該労働者の労働条件等について、その所属する労働組合と相手方との間の団体交渉を通じてその解決を図っていくことが、団結権保障の意義と不当労働行為救済制度の趣旨及び目的に照らして有意義かどうかとの観点からなされるべきである。したがって、「基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力」の指標も、あくまで団体交渉権の保護の必要性と適切性の判断の指標との視点から理解されなければならない。

イ 本件では、資本関係について被申立人と石川サンケンとが完全親子関係であること、役員派遣の状況について石川サンケンの代表取締役被申立人出身者が常時就任していたこと及び営業取引関係について石川サンケンの生産製品をすべて被申立人において買い取る関係にあることから、被申立人は、石川サンケンに対し、その株主としての議決権を通じ、また取締

役会に対する影響力を通じ、さらには製品の唯一の販売先であるという営業取引関係を通じて、強い支配力を有していたことは明らかである。

ウ 石川サンケンの従業員の労働条件面における支配力について、①平成14年1月から被申立人及び被申立人子会社（以下「サンケングループ」という。）内で行われた賃金カットの実施は、被申立人がサンケングループ全体に緊急事態宣言を発し賃金カットの方針を決定したことによるものであること、②平成21年に、被申立人が、リーマンショック後の受注減への対応としてサンケングループ全体にかかる操業短縮の実施、賃金カット及び時間外割増率の改定の方針を決定したこと、③被申立人のサンケングループ全体施策の一環として門前工場を含む石川サンケン従業員の残業原則禁止が決められたこと、④被申立人が、生産原価会議、アッセンブリ戦略会議、受注生産会議、品質会議をそれぞれ月1回程度開催し、アッセンブリ戦略会議、受注生産会議及び品質会議においては石川サンケンの各工場長や担当者を出席させていること、⑤被申立人が直接、門前工場に対し、生産指示することが常態となっており、かかる生産指示は門前工場従業員の作業内容、勤務日程に関わること、⑥製品についての技術指導名目での直接の指揮命令も行われていたことからすれば、被申立人は、門前工場を同社の一工場として扱っており、門前工場従業員の基本的な労働条件等に対して、その雇用主である石川サンケンと同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していることは明らかである。

エ 門前工場閉鎖問題について、①被申立人の代表取締役社長 Y1（以下「被申立人Y1社長」という。）が、門前工場の製品を「終息品」と発言していたこと、②被申立人及び石川サンケンは、それぞれ平成21年4月から始まる中期経営計画（以下それぞれ「09中計」という。）を作成しており、そのうち、石川サンケンが作成した09中計の案の中で、石川サンケンは門前工場を同社町野工場の製造課とすることで存続させることを被申立人に提案したが、同年2月の申立人との労使協議会の場で、当時の石川サンケンの代表取締役社長 A（以下「石川サンケン A 社長」という。）が、被申立人において門前工場閉鎖の方針を打ち出したため「ご破算」となったと発言したこと、③被申立人が作成した平成21年12月

25日付け「09中計 2・3年次数値目標の設定について」の中に、子会社の工場単位、製品単位で、ライン統廃合－2不採算製品、不採算パッケージの撤退が明記されていること、④石川サンケンが作成した平成22年3月6日付け「石川サンケン(株) ‘09中計(2、3年次)」の中に、「工場閉鎖の方向付けが示されたため」と明記されていること、⑤平成7年の門前工場の新工場建設に関して、石川サンケン発行の記念誌において「サンケン本社で新工場建設が決定し、……」と明記されていることからすれば、門前工場の閉鎖を実質的に決定したのは被申立人である。

オ また、被申立人は、門前工場を自己の事業組織に組み込んで支配していたものであるから、門前工場従業員は、被申立人に対して労働者性が認められるというべきである。

カ 以上からすれば、門前工場の閉鎖及びそれに伴う労働条件等については、石川サンケンでは解決し得ず、被申立人との間の団体交渉を通じてその解決を図っていくことが団結権保障の意義と不当労働行為救済制度の趣旨、目的に照らして有意義であることは明らかであり、本件では被申立人に労働組合法第7条の使用者性が認められる。

## (2) 被申立人の主張の要旨

ア 労働組合法第7条は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するために、労働者が自主的に労働組合を組織し、使用者と労働者の関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、その他の団体行動を行うことを助成しようとする労組法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものであるから、同条にいう「使用者」は、同法が上記のように助成しようとする団体交渉を中心とした集团的労使関係の一方当事者としての使用者を意味し、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではない。雇用主以外であっても、当該労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているといえる者は、その限りにおいて同条にいう「使用者」に当たると解される。

イ すなわち、親会社が子会社の「労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している」か否

かが重要なメルクマールとなる。親子会社間における「資本関係、役員の状況及び営業取引関係」は、「親会社がグループの経営戦略的観点から子会社に対して行う管理・監督の域」を超える実態があったかどうかの点において付随的に考慮されるに過ぎない。

ウ たとえ営業取引関係上、被申立人が石川サンケンに対し優位な関係にあるとしても、両社の関係は通常親会社がグループの経営効率的、戦略的観点から行う一般的関係にすぎない。

エ 石川サンケンは独自の規程を有し、総務・人事・経理部門を有し、それらが独立に賃金・一時金の決定、労務管理の実施、労働時間の管理、36協定の締結、採用活動、人事異動及び懲戒を行っており、被申立人従業員が石川サンケン従業員に対し指揮命令を行うこともなく、石川サンケン従業員の基本的労働条件等は、石川サンケンが申立人との間で団体交渉をして決定しており、30年以上の期間、申立人と被申立人が団体交渉をした実績もない。

オ 門前工場閉鎖問題については、被申立人は、赤字製品の販売停止を決定し、石川サンケンに伝えたところ、石川サンケンが工場存続の可能性を含めて検討した上で、同社の臨時経営会議で閉鎖を決定したものである。

仮に万が一、門前工場の閉鎖に被申立人が一定の関与をしていたとしても、かかる関与は親会社がグループの経営戦略上の観点から行う管理の域にとどまるものである。

なお、申立人は、門前工場の新工場建設を決定したのは被申立人であるから、同工場の閉鎖も被申立人が実質的に決定したと主張するが、同工場の建設は石川サンケンが主導し、その意向の下で実行されたことは明らかであるから、申立人が引用する石川サンケン発行の記念誌の記載をもって、被申立人が同工場の建設を決定したと解釈するのは明らかに失当である。

カ 以上からすれば、本件においては、石川サンケンは自ら申立人と団体交渉を行い、労働条件等の全てを独自に決定していた上、被申立人において、石川サンケンの従業員の基本的な労働条件等に関与した事実はない。

キ したがって、被申立人が石川サンケンの「労働者の基本的な労働条件等」について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有して

いる」とは到底評価できず、労働組合法第7条の「使用者」に該当することはない。

### 第3 当委員会が認定した事実

#### 1 当事者等

##### (1) 申立人全国一般石川地方労働組合

申立人は、石川県内の中小企業で働く労働者で組織された労働組合であり、本件申立時の組合員数は、約1,200人である。門前工場には、正社員の従業員で組織された全国一般石川地方労働組合門前サンケン支部があり、本件申立時の同支部組合員数は107人である。また、門前工場の正社員以外の従業員13人が全国一般石川地方労働組合石川ユニオン支部に加入している。

**【当事者間に争いのない事実】**

##### (2) 被申立人サンケン電気株式会社

被申立人は、昭和21年9月に設立された資本金約209億円、埼玉県新座市に本社を置く半導体及び電源製品を製造するメーカーである。

平成23年3月期の売上高は約1449億円、同年3月末現在の従業員数は1,262人で、東京証券取引所第一部に株式を上場している。

国内外に連結子会社29社を有し、サンケングループを構成しており、国内子会社として石川サンケン、山形サンケン株式会社（山形県東根市大字東根甲5600番地2）、鹿島サンケン株式会社（茨城県神栖市矢田部8073番地）、福島サンケン株式会社（福島県二本松市宮戸15番地）及びサンケンオプトプロダクツ株式会社（石川県羽咋郡志賀町梨谷小山ハー5番地4）の5社がある。

**【当事者間に争いのない事実】**

##### (3) 石川サンケン株式会社

石川サンケンは、昭和53年7月、志賀サンケン工業株式会社、門前サンケン工業株式会社、町野サンケン工業株式会社、内浦サンケン工業株式会社、白山サンケン工業株式会社の5社が合併して設立され、資本金9550万円で、石川県羽咋郡志賀町梨谷小山ハー5番地に本社を置き、半導体を製造するメーカーである。

平成22年3月期の売上高は約342億円、平成23年3月末現在の従業員数は1,394人である。

石川サンケンの組織は別紙のとおりであり、工場としては、門前工場（石川県輪島市本市ろ30-3）のほか、堀松工場（石川県羽咋郡志賀町梨谷小山ハ-5）、志賀工場（石川県羽咋郡志賀町末吉小崎10）、町野工場（石川県輪島市町野町栗蔵白山田44）及び内浦工場（石川県鳳珠郡能登町上7-1）の4工場があり、これらの4工場には石川サンケンの従業員により組織された申立外石川サンケン労働組合がある。

【甲54、乙2、乙26-2、乙27、第2回審問調書：P108】

## 2 被申立人と石川サンケンとの関係

### (1) 資本関係

ア 石川サンケンは、被申立人がその株式の100%を所有する連結子会社で、被申立人の半導体製造の後工程を行っている。 【甲49、乙32】

イ 被申立人の国内子会社である石川サンケン、山形サンケン株式会社、鹿島サンケン株式会社、福島サンケン株式会社、サンケンオプトプロダクツ株式会社の5社は、すべて親会社である被申立人がその株式の100%を所有する子会社である。 【乙32】

ウ 被申立人の各子会社は、独自の経営陣及び幹部社員による経営会議（石川サンケンにおいては月2回開催）を設置して、経営の判断と運営を行っている。また、会社法に定める取締役会を定期的に（少なくとも年2回以上）開催している。 【乙32】

### (2) 役員派遣の状況

ア 石川サンケンの設立以降、本件申立時までの33年間において、平成18年2月から5月までの間を除いて、被申立人からの出向者が、石川サンケンの代表取締役社長又は代表取締役副社長のいずれかの代表取締役に就任している。その内訳は、社長が4人、副社長が6人で、出向者が社長であった期間は、当該33年間のうち14年間である。 【甲33、乙27】

イ また、石川サンケン設立以降本件申立時まで、被申立人の社長が石川サンケンの非常勤取締役会長を兼務しており、本件申立時は、被申立人A社長が石川サンケンの非常勤取締役会長を兼務していた。

【甲33、乙27、第1回審問調書：P105～P106】

ウ 平成23年4月1日における石川サンケンの役員は8人で、その内訳は

常勤取締役が4人（石川サンケン出身者3人、被申立人出向者1人）、非常勤取締役が3人（全て被申立人役員が兼務）、非常勤監査役が1人（被申立人監査役が兼務）となっている。

また、上記会社法上の役員のほか、常勤執行役員が5人（全て石川サンケン出身者）いる。 【乙27、乙32】

エ 現在の石川サンケン代表取締役副社長の B（以下「石川サンケン B 副社長」という。）は、平成19年10月1日付けで被申立人の資材、購買部門の管理職である購買課長から石川サンケンに出向し、同社内浦工場の副工場長に就任した。その後、平成20年4月1日付けで同工場の工場長に、5月21日付けで同社執行役員に、同21年4月1日付けで同社総務部人事部長に、5月20日付けで同社代表取締役副社長に就任した。

【甲31、乙34、第2回審問調書：P41】

### (3) 営業取引関係

ア 石川サンケンは、被申立人から部品を購入し、半導体を製造して、その製造製品全部を被申立人に販売している。 【当事者間に争いのない事実】

イ 被申立人は、石川サンケンから購入した製品を、市場価格を見て販売価格を決定し、販売している。 【乙26】

ウ 石川サンケンの仕入れは、その殆どが被申立人からであるが、間接部材（素材（メッキ代）、薬品、ガス、補助部材、梱包材をいう。）の一部については、被申立人以外から仕入れている。【当事者間に争いのない事実】

エ 石川サンケンの平成21年度の決算状況は、約1751万4000円の純損失となっている。門前工場の平成21年度の決算状況は7801万6000円の経常利益が生じている（門前工場売上げ20億2611万5000円、門前工場製品の被申立人売上げ18億9100万円）。

【甲45-1、甲45-2、乙26-2】

### (4) 石川サンケンにおける基本的な労働条件等の決定

ア 申立人と石川サンケンは、同社が設立された昭和53年以降、春闘並びに夏季一時金及び冬季一時金について毎年、団体交渉を行い、妥結して労働協約を締結している。 【乙3-1～乙3-15、乙27】

イ 申立人と石川サンケンは、平成5年から平成23年までの間において、



年次有給休暇、傷病特別有給休暇制度、操業短縮についての取扱い、再雇用に関する基準、新退職金制度への移行、賃金控除の取扱い、退職金支払時期の変更、労働組合事務所諸経費負担、時間外手当計算基準、各種手当での支給基準、慶弔規定、定年の取扱い、特別休暇の取扱い、業務及び通勤途上における災害の取扱い、時間外労働及び休日出勤、変形労働時間制等について団体交渉を行い、妥結して労働協約を締結している。

【乙4～乙25】

ウ 昭和52年まで、申立人と被申立人との間で団体交渉が行われていたが、昭和53年の石川サンケン設立以降、両者間で団体交渉を行ったり、あるいは申立人が被申立人に対し団体交渉を申し入れたことはなく、申立人と被申立人との間で基本的労働条件等について労働協約を締結したことはない。今回の門前工場閉鎖問題についての団体交渉申入れが石川サンケン設立以降で初めて行われた申入れである。

【甲49、第1回審問調書：P30、P53】

エ 本件申立時の石川サンケンの団体交渉担当者は、団体交渉委員長が代表取締役社長の C（以下「石川サンケン C 社長」という。）、委員が石川サンケン B 副社長、取締役兼町野工場長の D、執行役員兼門前工場長の E（以下「E 門前工場長」という。）及び総務人事部人事課長の F で、これらの者が事務折衝も含めて担当している。

【乙27】

オ 石川サンケンの門前工場を除く4工場においては、石川サンケンが、申立外石川サンケン労働組合と一括して団体交渉を行い、妥結して労働協約を締結している。

【第1回審問調書：P108、P110】

カ 被申立人の給料等給与規程、門前工場を除く石川サンケンの給与規程及び門前工場の給与規程はそれぞれ異なっており、それぞれの基準内賃金は、被申立人においては本人給又は基礎給と役割給の合計額、門前工場を除く石川サンケンにおいては基本給（職能給と年齢給の合計額）と精勤手当の合計額、門前工場においては基本給と精勤手当の合計額となっており、門前工場の基本給には職能給はなく年齢給のみとなっている。

【乙29～乙31】

キ 石川サンケンでの職員採用、人事異動、譴責を除く懲戒については、石川サンケンの経営会議で最終決定されており、石川サンケンは、被申立人に対し、申請や報告等を行っていない。

【乙 27、第1回審問調書：P 72】

ク 平成23年5月6日、石川サンケンが門前工場従業員に対して、他の工場への転勤、異動することを内示した。 【第1回審問調書：P 94】

(5) 石川サンケンにおける緊急対策的な労働条件等の決定

ア 平成14年1月からの賃金カット

(ア) 平成14年1月16日、申立人と石川サンケンとの労使協議会の場において、当時の被申立人の代表取締役 Y2 (以下「被申立人Y2社長」という。)の訓辞テープが流され、その中で、IT不況下で経営環境が悪化したことに伴い、人件費をはじめとする固定費の大幅削減についての協力要請があった。それに伴い、当時の石川サンケン代表取締役社長 G は、申立人に対し、同年1月から9月までの間における給与月額3%カットと夏季一時金を1箇月分の給与月額とする旨を申し入れた。 【甲36、甲49、第1回審問調書：P 22】

(イ) 申立人は、上記(ア)の申入れのうち給与月額3%カットのみを受け入れることとし、平成14年1月29日付けで、申立人と石川サンケンとの間で協定書を締結した。 【甲36、甲37】

イ リーマンショック時の賃金カット

(ア) 申立人と石川サンケンは、平成20年秋のリーマンショック後の受注減への対応として、同年12月16日付けで、平成21年1月7日から9日までの3日間の操業短縮を実施し、1日休業の場合は調整休日者の基本給日額の80%を、半日休業の場合は調整休日者の基本給日額の90%を保障すること、休業期間中の有給休暇の使用を認めることなどを内容とする協定書を締結した。 【乙5、第1回審問調書：P 68】

(イ) 石川サンケンは、平成21年2月18日付けで、上記(ア)の協定書の操業短縮に対する賃金カットの方法を変更し、平成21年2月から平成21年9月までの間の操業短縮に伴う全従業員からの一律基本給3%カットと調整休日者の基本給日額の90%を保障することを申し入れた。

【甲40、乙32、第1回審問調書：P68】

(ウ) リーマンショック時、サンケングループの各子会社では、休業や賃金カット、国内出張手当の減額の措置が講じられたが、実施時期や実施内容は各子会社によって異なっていた。

【乙32、第2回審問調書：P12、P20】

(エ) 平成21年10月1日、石川サンケンの各工場の定例全体集会で、被申立人Y1社長の訓辞テープが放送された。この中で、同社長は「この半年間皆さんには損益分岐点の引き下げ、固定費圧縮のためのコスト削減や経費削減を推進してもらったり、さらには一般従業員にまで対象を拡げた給与カットと言う痛みの理解、協力を示してもらいました。この間の大変な努力に対し感謝いたします。」と発言した。

【甲41、第2回審問調書：P18、P20】

(オ) 被申立人の社長による訓辞テープは、もともと、毎年、4月と10月の期初に被申立人社内で放送されるものであったが、今から約15年前、被申立人の子会社であるサンケンエアパクスからの当該テープを聞きたいとの要望が契機となり、各子会社に配付されるようになった。

【第2回審問調書：P13、P18】

ウ リーマンショック時の時間外割増率の改定

(ア) 平成21年9月、石川サンケンは、申立人に対し、時間外割増率について、通常残業にあつては30%を25%に、深夜残業にあつては60%を50%にする改定を同年10月1日から平成22年9月30日まで実施したいと提案した。交渉の結果、申立人と石川サンケンは、実施期間を平成21年11月1日から平成22年3月31日までの5カ月間とすることで合意し、平成21年10月30日、協定書を締結した。

また、平成22年3月23日、申立人と石川サンケンは、当該時間外割増率の上記改定措置を更に同年9月まで延長することで合意し、協定書を締結した。

【甲42、甲43、甲49、第1回審問調書：P11～P13】

(イ) なお、上記(ア)の改定は、被申立人においても同様の措置が行われており、石川サンケンではそれを参考にして導入された。

エ 時間外労働の原則禁止

平成16年12月15日、石川サンケンの各工場で開催された臨時全体集会で、当時の石川サンケン常務取締役 H による時間外労働の原則禁止等を内容とするテープが放送された。このテープの中で「先週12月9日、サンケン電気の管理者報で、『業績見直しに関する現状認識と当面の緊急行動について』ということで、社長の方から指示が出てます。……それを受けて石川サンケンも、こういうことをやっていくよということを今から言います。」と述べた。 【甲39、甲49】

(6) 石川サンケンに対するその他の被申立人の関与等

ア 平成5年12月、被申立人は石川サンケン旧門前工場と千葉サンケン株式会社で扱っていたブラウン管テレビ用高圧ダイオードを石川サンケン旧門前工場へ統合した。その後、平成7年に生産面積確保のため門前工場の新工場が建設され、同8年5月に同工場に全面移転した。

【甲35、甲49、乙35】

イ 被申立人が策定した「09中計 2・3年次数値目標の設定について」には、サンケングループ内の各子会社工場のライン統廃合、不採算製品、パッケージの撤退等についての記載がされていた。 【甲56】

ウ 平成20年9月12日、石川サンケンは、「09中計」の策定に当たり、門前工場生き残りのための検討中の案を被申立人の09中計で提案するため、事前に申立人に説明した。

その後、石川サンケンは、平成22年3月6日付けで、平成23年3月末の門前工場閉鎖の方向を明記した09中計（2、3年次）の計画を策定した。 【甲3、甲51、第1回審問調書：P80、P96】

エ 平成21年10月1日、前記(5)イ(エ)の被申立人Y1社長の訓辞テープが石川サンケン各工場で放送された。同社長はこの中で、「従来からの懸案であった不採算製品の整理については、製品毎に順次準備を進めていますのでこの下期から具体的な成果が生まれてくるものと考えています。」と述べた。 【甲41、甲49】

オ 申立人の平成22年6月7日付け「石川サンケン門前工場閉鎖撤回を求

める地域署名」と題する文書に対して、被申立人は、同年6月21日付け回答書の中で、「サンケン電気（以下本社という）は、赤字製品からの撤退の方針を決定しましたが、これはサンケングループの経営環境を総合的に判断したものであり……本社としては、……その時々々の経営事情に基づき、グループの経営指導を行ってきたものであります。」と回答した。

【甲6、甲7】

(7) 被申立人の従業員による具体的な指揮命令

ア 被申立人は、被申立人本社等に子会社の役員等を招集し、①生産原価会議、②アッセンブリ戦略会議、③受注生産会議、④品質会議を月1回程度開催している。

【甲60、第2回審問調書：P29】

イ 上記①の生産原価会議には、通常、石川サンケンから代表取締役社長、代表取締役副社長及び管理部長の3人が出席している。

【甲55-1～甲55-12、甲60、乙27】

ウ 上記②のアッセンブリ戦略会議と上記③の受注生産会議には、通常、石川サンケン門前工場から工場長が出席している。

【甲55-1～甲55-12、甲60、乙27】

エ 上記④の品質会議には、通常、石川サンケン門前工場から担当者1名が出席している。

【甲55-1～甲55-12、甲60、乙27】

オ E門前工場長は、平成22年12月14日付けで、申立人に対し「3Q（10月～12月）追加利益改善の協力をお願い」と題する文書を出し、この中で、「12月10日のサンケン電気株の生産原価会議において3Q（10月～12月）の最新損益予測が予算との乖離が大きく決算が成立しない状況でありデバイス部門で4億円の利益積上げのトップ指示がでました。……つきましては12月18日、23日の休日において出勤の協力を戴き生産増分で付加価値を稼ぎ目標に近づきたいので協力をお願いします。」と記載した。

【甲21】

カ 被申立人の各子会社は、生産面（販売会社においては販売面）については、被申立人との間で製品発注システム等による情報連携を行っている。

【甲60、乙32】

キ 被申立人本社の従業員には、門前工場を担当する者が2～3人おり、技

術指導やクレーム対応等のため月2回程度、門前工場に来て、同工場の従業員を指導している。 【第1回審問調書：P27、P58、P62】

ク 石川サンケンでは、被申立人からの出向者が、石川サンケンの従業員として同社の業務に関して他の同社従業員に対し指揮命令することがある。

【乙27、第1回審問調書：P74】

ケ 平成23年4月1日から、石川サンケンに設備開発センターができたことにより、被申立人から12名の出向者が来ている。

【甲54、第1回審問調書：P109、第2回審問調書：P16】

### (8) 石川サンケンの別法人としての独立性

ア 石川サンケンの組織は、社長、副社長、経営会議、総務人事部、管理部、各工場となっており、被申立人とは別法人として石川サンケン独自で総務、人事、経理、企画業務を行っている。 【甲54】

イ 被申立人と石川サンケンでは、制服、社章、就業規則、評価制度、福利厚生等の労働条件等は異なっている。 【乙32】

ウ 石川サンケンの経営会議は、社長、副社長、常勤取締役2人、常勤執行役員5人の計9人が出席し、月2回開催され、各工場の生産見通し、生産効率の改善、人材育成等の経営判断に関わる重要事項のほか、採用、人事異動、譴責を除く懲戒及び予算等を決定している。

【乙27、第1回審問調書：P107】

エ 平成22年3月6日、石川サンケンの臨時経営会議で、門前工場の閉鎖が正式に決定された。 【乙27】

### 3 門前工場閉鎖の提案までの経緯

(1) 平成5年当時、被申立人本社で赤字製品となっていたブラウン管テレビ用ダイオードは、千葉サンケン株式会社銚子工場と門前工場で製造されていたが、同年12月に門前工場に統合された。その後、受注拡大に対応するため、門前工場の新工場が建設され、平成7年10月に同工場が竣工したことから、門前工場は翌年5月に全面的に移転稼働した。

【甲35、乙26-1、乙27】

(2) 上記(1)の門前工場の新工場建設の経緯について、「石川サンケン20周年記念誌」118頁には、「統合をきっかけに受注も拡大してきた為、生産面

積確保のため、サンケン本社で新工場の建設が決定し、設計・施工・監理を鹿島建設（株）にお願いし、一九九五年八月末日完成、十月四日に竣工式を実施した。」との記述がある一方、「石川サンケン10周年記念誌」135頁には、「今後の門前工場について、 I 工場長は次のように話している。

『まず、現在ある工場を第三工場の裏あたりに集約する。一つの工場で組み込みから検査、出荷まで一貫生産できるように、スッキリしたラインを実現する。そうした夢を描いている。』」との記述がある。また、「石川サンケン20周年記念誌」41頁には、「一九八八年、こうした問題を一举に解決すべく、新たな工場用地の取得を始めた。当初は第三工場の裏手に工場を拡張する計画で、地権者と交渉したが、なかなか折り合いがつかなかった。それならば、思いきって別の土地を探してみてもいいだろうという社長の判断もあり、別の場所を探すこととなった。縁あって旧工場から国道をへだてて反対側にあたる本市に適地が見つかり、現在の場所に決定したのである。」との記述がある。

【甲35、乙35、乙36】

(3) 平成10年頃から、門前工場の主力製品であるブラウン管テレビ用ダイオード、電子レンジ用高圧ダイオードの生産数量が新興国との価格競争により減少してきたため、石川サンケンは、平成10年に町野工場からセンタータップダイオードを、平成16年に町野工場からブリッジダイオードを、平成18年に町野工場からダンバーダイオードを、平成19年に内浦工場から大型アキシャルダイオードを門前工場へ生産移管した。

【乙26-1】

(4) 平成20年9月12日、申立人と石川サンケンとの間で開催された労使協議会で、石川サンケン A 社長は、「門前工場の生き残りをかけて」と題する09中計策定に当たっての資料を申立人に提示し、その中で門前工場の町野工場製造課としての生き残り案について提案した。その後、交渉を経て、申立人は、同年12月に上記提案を受け入れる旨の回答を行った。

【甲3、第1回審問調書：P9】

(5) 平成20年10月15日に門前工場で「MS21 成果報告会」が開催され、出席していた被申立人Y1社長が、全体講評の中で「終息品をいかに扱うか、立ち上がりロス、終息ロスをみてほしい。終息ロスをいかに無くすか。」と発言した。

【甲49、甲57、第1回審問調書：P16】

(6) 平成21年2月頃、石川サンケン A 社長が、申立人との労使協議会で、被申立人の09中計がご破算になったため門前工場の町野工場製造課としての生き残り案を白紙にして欲しい旨を発言した。

【甲3、第1回審問調書：P10～P11】

(7) 平成21年10月頃、被申立人から、石川サンケンに対し、赤字製品の販売を中止するとの打診があり、同年11月17日、被申立人従業員が石川サンケンを訪れ、石川サンケン C 社長と石川サンケン B 副社長に対し、採算が合わないため被申立人として販売中止を計画している製品について説明した。

【乙27、第1回審問調書：P90、P91】

(8) 被申立人が、平成21年12月25日付けで作成した「09中計 2・3年次数値目標の設定について」と題する資料において、「アッセンブリ戦略 3ライン統廃合案」が示され、その中の「ライン統廃合ー2. 不採算製品、不採算パッケージの撤退」の表中に、門前工場の製品について、「SHV」及び「HVR」が撤退（黄色）に、「RBV40/60」が撤退候補（ピンク）に分類されていた。

【甲56】

(9) 石川サンケンは、上記(7)の被申立人からの赤字製品の販売中止の説明を受けた後、他工場からの製品移管や新製品などについて検討したが、いずれも経営上の合理性に欠けるとの結論に至り、平成22年2月23日、申立人と石川サンケンの第1回団体交渉（以下に開催された団体交渉はすべて申立人と石川サンケンとの間のもの）で、石川サンケン C 社長は、口頭で門前工場の閉鎖を提案した。

このとき、申立人と石川サンケンとの間で、門前工場閉鎖問題について今後、誠実な交渉協議、合意によって解決を図る旨の覚書を同日付けで締結した。

【甲5、甲52、乙27】

(10) 平成22年3月6日、石川サンケンは、臨時経営会議を開催し門前工場の閉鎖を正式に決定した。

【乙27】

(11) 平成22年3月6日付けで策定した「石川サンケン(株) '09中計（2・3年次）」の「'09中計（2・3年次）事業戦略」の項目中には、「工場閉鎖の方向付けが示されたため2年次は作りこみと終息品種と移管品種の引継ぎ、整理」との記載がある。

【甲51】



(12)平成22年3月17日、第3回団体交渉で、石川サンケンから申立人に対し、平成22年3月12日付け「門前工場閉鎖に関する申入れ」と題する文書が手交された。 【甲4、甲52】

(13)上記(12)の文書には、①サンケングループ全体の存続の危機に立たされており、企業存続の為、大きな構造改革の必要があること、②利益確保のため赤字製品からの撤退を進める方針で、現在、門前工場製品の70%が赤字となっていること、③今後も数量増加が見込めない状況で、70%の生産減により、残り30%の生産維持では、工場維持は困難であること、④電子機器の生産は海外生産シフトを進めており、石川サンケンの生産増は見込めないことを理由に門前工場を平成23年3月末で閉鎖したい旨が記載されていた。 【甲4】

#### 4 門前工場閉鎖提案から本件不当労働行為救済申立てまでの間の経緯

(1)平成22年6月7日、申立人は被申立人本社を訪問し、被申立人に対し、「石川サンケン門前工場閉鎖撤回を求める地域署名 会社(石川サンケン株)の門前工場閉鎖提案を撤回し、地域振興企業として石川サンケン門前工場を存続させることを求める申し入れ」と題する文書を手交し、門前工場の閉鎖撤回を求めた。 【甲6、甲49】

(2)平成22年6月25日の第12回団体交渉で、石川サンケンは、上記(1)の申し入れに対する被申立人の回答書を配付した。この回答書には、被申立人としては、石川サンケンによる門前工場の閉鎖の決定を支持する旨記載されていた。 【甲7、甲49】

(3)平成22年8月4日、申立人が国会議員を伴って、被申立人本社を訪問し被申立人Y1社長との面談を求めたが、被申立人はこれを断るとともに、申立人の門前工場の閉鎖提案撤回の文書を受領することを拒否した。

【当事者間に争いのない事実】

(4)平成22年8月10日、申立人が、再度、国会議員を伴って、被申立人本社を訪問し被申立人Y1社長との面談を求めたが、被申立人はこれを断った。

【当事者間に争いのない事実】

(5)平成22年9月24日の第15回団体交渉で、石川サンケンは、申立人に対し、同日付けの石川サンケン C 社長名の「門前工場閉鎖に関する件につ

いて」と題する文書を手交した。この文書中で、門前工場閉鎖に至った経緯として、おおむね次の説明が記載されていた。

ア 被申立人が、平成20年以降継続して赤字を生み出す製品の販売を中止することを決定したことにより、門前工場の生産は、約70%が無くなり、30%しか残らないこととなる。 【甲52、乙26-1】

イ 門前工場の主力生産品は、ブラウン管用高圧ダイオード、電子レンジ用高圧ダイオードで、門前工場の売上げの40.4%に過ぎず、原価低減のため海外へ生産を委託した電子レンジ用高圧ダイオードを除くと28.8%になる。約60%は、石川サンケンの他の工場あるいは協力工場から生産を移管した製品の売上げとなっている。 【乙26-1】

ウ これまでも、町野工場と内浦工場から門前工場へ製品生産の移管を行ってきたところであり、経営として工場存続の手は尽くしてきた。 【乙26-1】

エ 石川サンケンの5工場全体で7,190㎡が空きスペースとなっており、門前工場の4,900㎡を大きく上回っており、他の工場から製品を移管できる余地はない。 【乙26-1】

オ 30%の生産で門前工場を存続させた場合、一部異動により人員削減を行っても半期で4800万円の赤字となる。 【乙26-1】

カ 門前工場を閉鎖し30%の生産を他工場に移管した場合、労務費、経費は年間2億7400万円の削減効果が得られる。 【乙26-1】

(6) 平成22年12月22日、申立人は、石川サンケンに対し、「本社への取次」と題する文書で被申立人への取次ぎを求めた。これに対し、石川サンケンは、平成23年1月7日付け文書「回答書」で取次ぎできない旨回答した。 【甲13、甲52】

(7) 平成23年1月16日、申立人は、被申立人に対し、「団体交渉申し入れ」と題する文書を書留内容証明郵便で郵送し、直接、団体交渉を申し入れた。この文書には、団体交渉の日程については、①同年1月27日（木）、②同28日（金）、③2月1日（火）のいずれか都合の良い日を同年1月24日（月）までに申立人まで連絡すること、団体交渉の場所については、上記日程のいずれも石川サンケン門前工場で行うこと、議題については、石川サン

ケン門前工場閉鎖提案の撤回についてであることが記載されていた。

【甲17、甲52】

(8) 上記(7)の団体交渉申入れに対し、被申立人は、申立人に対し、平成23年1月21日付けで「回答書」を送付した。この回答書には、被申立人と石川サンケンとは別法人であり、石川サンケンが雇用する労働者について被申立人は労働組合法上の「使用者」には該当しないことを理由に団体交渉申入れに応じない旨が明記されていた。

【甲18、甲52】

(9) 申立人は、上記(8)の被申立人からの回答書を受け、平成23年1月28日に当委員会に対して、被申立人の団体交渉拒否は労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、その救済を申し立てた。

【甲52】

(10) 申立人と石川サンケンは、門前工場閉鎖問題に関して、次の表のとおり、平成22年2月23日の第1回団体交渉から平成23年4月11日の第22回団体交渉まで、計22回の団体交渉を行った。

【甲52、乙27、第1回審問調書：P75】

回	日程	出席者		主な内容
1	H22. 2. 23	申	X2、X3、X4、X5、X6ほか6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川サンケンから、平成23年3月末の門前工場閉鎖提案と雇用継続について説明がされた。</li> <li>・申立人と石川サンケンとの間で、今後の協議について「覚書」が締結された。</li> </ul>
		石	C、B、E	
2	H22. 3. 5	申	X3、X4、X5、X6ほか6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人と石川サンケンとの間で、門前工場閉鎖問題について協議がされた。</li> </ul>
		石	C、B、E、F	

回	日程	出席者		主な内容
3	H22. 3. 17	申	X 3、X 4、X 5、X 6ほか5名	・石川サンケンから、平成22年3月12日付け「門前工場閉鎖に関する申入れ」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	
4	H22. 3. 31	申	X 3、X 4、X 5、X 6ほか6名	・申立人と石川サンケンとの間で、門前工場閉鎖問題について協議がされた。
		石	C、B、D、E、F	
5	H22. 4. 13	申	X 4、X 5、X 6ほか5名	・申立人から、平成22年4月13日付け「質問メモ」が提出された。
		石	C、B、E、F	
6	H22. 4. 20	申	X 4、X 5、X 6ほか5名	・石川サンケンから、上記5の「質問メモ」に対する平成22年4月20日付け「回答メモ」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	
7	H22. 4. 28	申	X 4、X 5、X 6ほか5名	・申立人から平成22年4月28日付け「抗議及び申し入れ」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	
8	H22. 5. 14	申	X 2、X 4、X 5、X 6ほか5名	・石川サンケンから、上記7の申入れに対する平成22年5月14日付け「申し入れに対する回答とお願い」が提出された。 ・申立人から、同日付け「抗議及び申し入れ」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	

回	日程	出席者		主な内容
9	H22. 5. 26	申	X 4、X 5、X 6	・石川サンケンから、上記 8 の「抗議及び申し入れ」に対する平成 22 年 5 月 26 日付け「抗議及び申し入れに対する回答」が提出された。
		石	C、B、D、E	
10	H22. 6. 9	申	X 2、X 4、X 5、X 6 ほか 5 名	・石川サンケンから、再度、上記 8 の「抗議及び申し入れ」に対する平成 22 年 6 月 9 日付け「抗議及び申し入れに対する回答」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	
11	H22. 6. 17	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5 名	・申立人から、平成 22 年 6 月 17 日付け「6 月 9 日団体交渉についての抗議、申し入れ、及び会社回答（平成 22 年 6 月 9 日付け）に対する組合の見解」が提出された。
		石	C、B、D、E、F	
12	H22. 6. 25	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5 名	・石川サンケンから、申立人の被申立人に対する平成 22 年 6 月 7 日付け申入書に対する被申立人の平成 22 年 6 月 21 日付け回答書が読み上げられた。 ・石川サンケンから、申立人組合員への説明会の開催が申し入れられた。
		石	C、B、E、F	
13	H22. 7. 21	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5 名	・申立人から、門前工場の非正規従業員 12 名の石川ユニオン支部への加入通知書（平成 22 年 7 月 21 日付け）が提出された。 ・石川サンケンから、上記 11 の申立人の平成 22 年 6 月 17 日付け文書に対する平成 22 年 7 月 21 日付け「組合の見解について」が提出された。
		石	C、B、E、F	

回	日程	出席者		主な内容
14	H22. 8. 31	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人から、平成22年8月6日付け「抗議及び申し入れ」について説明がされた。</li> <li>・石川サンケンから、平成22年8月31日付け「回答」が提出された。</li> </ul>
		石	C、B、D、 E、F	
15	H22. 9. 24	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川サンケンから、平成22年9月24日付け「門前工場閉鎖に関する件について」が提出された。</li> </ul>
		石	C、B、E、F	
16	H22. 10. 18	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川サンケンから、第16回団交回答書が提出された。</li> <li>・申立人から、工場別損益計算書(09年度)の開示要求があった。</li> </ul>
		石	C、B、D、 E、F	
17	H22. 11. 11	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川サンケンから、第17回団交回答書、工場別損益計算書が提出された。</li> </ul>
		石	C、B、D、 E、F	
18	H22. 12. 1	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人と石川サンケンとの間で、門前工場閉鎖問題について協議がされた。</li> </ul>
		石	C、B、E、F	
19	H23. 1. 14	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川サンケンから、申立人の平成22年12月16日付け「次回団体交渉に向けて」に対する平成23年1月14日付け「回答書」が提出された。</li> <li>・申立人から、被申立人に直接団体交渉を申し入れる旨の発言があり、石川サンケンは門前工場の閉鎖は石川サンケンの問題であると回答した。</li> </ul>
		石	C、B、E、F	

回	日程	出席者		主な内容
20	H23. 3. 3	申	X 4、X 5、X 6 ほか 5名	<p>・石川サンケンから、申立人の平成23年2月9日付け「第19回団体交渉に対する抗議申し入れ及び「回答書」(平成23年1月14日付)についての質問」に対する平成23年3月3日付け「回答書」が提出された。</p> <p>・石川サンケンから、平成22年2月23日に締結された「覚書」について平成23年3月3日付けの「解約通知書(解約予定日平成23年6月3日)」が提出された。</p>
		石	C、B、D、 E、F	
21	H23. 3. 31	申	X 4、X 5、X 7 ほか 4名	<p>・石川サンケンから、申立人の平成23年3月25日付け「『回答書』(平成23年3月3日付)についての質問等」に対する平成23年3月31日付け「『回答書(平成23年3月3日)についての質問等』(2011年3月25日付)に対する回答書」が提出された。</p>
		石	C、B、D、 E、F	
22	H23. 4. 11	申	X 4、X 5、X 8 ほか 5名	<p>・石川サンケンから、申立人の平成23年3月25日付けの解約通知書撤回の再申し入れに対して、石川サンケンは撤回しない旨回答した。</p>
		石	C、B、D、 E、F	

(注) 出席者欄の「申」は申立人を、「石」は石川サンケンをいう。

#### 第4 当委員会の判断

本件の争点は、前記第2、1のとおりであるので、以下、これについて判断する。

##### 1 労働組合法第7条の「使用者」について

労働組合法第7条は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するために、労働者が自主的に労働組合を組織し、使用者と労働者の関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること、その他の団体行動を行うことを助成しようとする労働組合法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものであるから、同条にいう「使用者」は、同法が上記のように助成しようとする団体交渉を中心とした集团的労使関係の一方当事者としての使用者を意味し、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではない。雇用主以外の者であっても、当該労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているといえる者は、その限りにおいて同条にいう「使用者」に当たると解される。

(中労委平成17年(不再)第23号外 高見澤電機製作所外2社事件  
平成20年11月12日命令)

以下、上記の観点から、被申立人が同条の「使用者」にあたるかどうかについて検討する。

## 2 被申立人と石川サンケンの資本関係、役員派遣の状況、営業取引関係

### (1) 資本関係について

前記認定事実(第3、2、(1)、ア)のとおり、被申立人は、石川サンケンの株式の100%を所有し、石川サンケンを連結子会社としている。

### (2) 役員派遣の状況について

前記認定事実(第3、2、(2)、ア)のとおり、石川サンケン設立時から本件申立時までの33年間において、平成18年2月から5月までの間を除き、被申立人からの出向者が、石川サンケンの社長又は副社長のいずれかの代表取締役役に就任しており、そのうちの14年間は、被申立人からの出向者が社長であった。

また、前記認定事実(第3、2、(2)、イ)のとおり、歴代、被申立人の社長が石川サンケンの非常勤取締役会長に就任していた。本件申立時も被申立人Y1社長が石川サンケンの非常勤取締役会長に就いていた。

更に、前記認定事実(第3、2、(2)、ウ及びエ)のとおり、平成23年4月1日における石川サンケンの会社法上の役員構成は、常勤取締役4人、



非常勤取締役3人及び非常勤監査役1人の計8人となっており、そのうち、常勤取締役1人（代表取締役副社長）は被申立人からの出向者であり、非常勤役員4人は全員が被申立人の役員を兼務している。

(3) 被申立人と石川サンケンとの営業取引関係について

前記認定事実（第3、2、(3)、ア～ウ）のとおり、石川サンケンで製造される製品の全てが被申立人からの受注であり、石川サンケンで生産された製品は全て被申立人に販売されており、石川サンケンの売上げの全てと仕入れのほとんどが、被申立人との営業取引関係に係るものであった。

(4) 以上のことから、被申立人は、石川サンケンの株式の100%を所有し、役員派遣の状況及び営業取引関係を通じて、子会社である石川サンケンの経営について一定の支配力を有していたと認められる。

3 申立人組合員の基本的な労働条件等に係る決定状況

(1) 通常時の基本的な労働条件等について

ア 前記認定事実（第3、2、(4)、ウ）のとおり、昭和53年の石川サンケン設立以降において、申立人と被申立人が申立人組合員の基本的労働条件等について団体交渉を行ったことはなく、したがって、申立人と被申立人との間で申立人組合員の基本的労働条件等について労働協約が締結されたこともない。更に、石川サンケンの設立以降、申立人が被申立人に対し門前工場閉鎖問題について団体交渉の申入れを行うまでの約33年間において、申立人が被申立人に対して団体交渉を申し入れた事実も認められない。

イ 前記認定事実（第3、2、(4)、ア及びイ）のとおり、申立人組合員にかかる賃金、一時金、年次有給休暇、時間外労働及び休日出勤、変形労働時間制、再雇用に関する基準、時間外労働手当計算基準、各種手当の支給基準、定年の取扱いなどの基本的な労働条件等については、申立人と石川サンケンとが団体交渉を行い、妥結して労働協約を締結していた。

ウ 前記認定事実（第3、2、(4)、キ及びク）のとおり、石川サンケンにおける職員採用、人事異動、譴責を除く懲戒については、石川サンケンの経営会議で決定されており、実際、平成23年5月6日に、石川サンケンが門前工場従業員に対し、他の工場への転勤、異動の内示を出しており、

基本的労働条件等について石川サンケンと被申立人とが協議するなど、被申立人の関与を認めるに足る証拠はない。

エ 以上のことから、通常時の申立人組合員の賃金、一時金、時間外労働手当、有給休暇、労働時間、職員採用、人事異動、懲戒などの基本的な労働条件等については、石川サンケンが申立人との団体交渉や経営会議により独自の判断に基づき決定していたものであり、被申立人による現実的かつ具体的な関与は認められない。

(2) 緊急対策的な労働条件等について

ア 申立人は、①被申立人が、平成14年1月からの賃金カット時に、サンケングループ全体に緊急事態宣言を発し賃金カットの方針を決定したこと、②被申立人が、リーマンショック後の受注減の時に、サンケングループ全体にかかる操業短縮の実施及び賃金カット並びに時間外割増率の改定の方針を決定したこと、③被申立人が、サンケングループ全体施策の一環として時間外労働の原則禁止の方針を決定したことから、被申立人は、門前工場従業員の基本的な労働条件等に対して、その雇用主である石川サンケンと同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していることは明白であると主張する（前記第2、2、(1)、ウ）。

イ そこで検討するに、以下のことから、サンケングループにおいて、上記ア①、②及び③の緊急対策が実施された際に、被申立人がサンケングループ内子会社に対して、親会社としてグループ内従業員の基本的労働条件等にかかる方針を決定し、当該方針をグループ内子会社に示していたことが窺われる。

(ア) 前記認定事実（第3、2、(5)、ア、(ア)）のとおり、上記ア①の賃金カットに際し、申立人と石川サンケンとの労使協議会の場で、被申立人Y2社長の訓辞テープが流され、その中で人件費を初めとする固定費の大幅削減についての協力要請があった。

(イ) 前記認定事実（第3、2、(5)、イ、(ア)～(ウ)）のとおり、上記ア②のリーマンショック時の操業短縮の実施及び賃金カット並びに時間外割増率の改定について、石川サンケンを含むサンケングループ内の各子会社で、操業短縮及び賃金カットの措置が行われ、これに対しては、

前記認定事実（第3、2、(5)、イ、(エ)）のとおり、平成21年10月、被申立人から半期ごとに各子会社に配付されている被申立人Y1社長の訓辞テープの中で、「この半年間皆さんには損益分岐点の引き下げ、固定費圧縮のためのコスト削減や経費削減を推進してもらったり、さらには一般従業員にまで対象を拡げた給与カットと言う痛みの理解、協力を示してもらいました。」として感謝する旨を発言した。

(ウ) 前記認定事実（第3、2、(5)、ウ、(イ)）のとおり、上記ア②の時間外割増率の改定について、石川サンケンが、被申立人で行われた同様の措置を参考とした。

(エ) 前記認定事実（第3、2、(5)、エ）のとおり、石川サンケン H 常務取締役が、全工場の臨時全体集会で放送されたテープの中で、上記ア③の時間外労働の原則禁止について具体的に話す前の部分において、被申立人社長から指示が出ている旨の発言があった。

ウ しかし、前記認定事実（第3、2、(5)、ア、(イ)）、（第3、2、(5)、イ、(ア)）及び（第3、2、(5)、ウ、(ア)）のとおり、上記ア①及び②の緊急対策の具体的な実施内容、実施期間等については、いずれの場合も申立人と石川サンケンとの間で団体交渉を経て合意、決定された上で、労働協約を締結しており、当該決定過程において被申立人が現実的かつ具体的に関与していたことを認めるに足る証拠はない。また、前記認定事実（第3、2、(5)、エ）のとおり、上記ア③の緊急対策についても、臨時全体集会における石川サンケン H 常務取締役のテープ放送の内容から、石川サンケン従業員への具体的な実施の指示は、石川サンケンが決定した上で行われたものであると認められる。

エ 以上のことから、被申立人が親会社としてサンケングループ内の子会社従業員の緊急対策的な労働条件等にかかる方針を決定し、当該方針をグループ内子会社に示していたことが窺われ、そのことが申立人組合員の労働条件等に影響を与えた可能性も否定できないが、当該労働条件等を現実的かつ具体的に決定したのは石川サンケンであるから、被申立人の関与は、グループ内子会社に対する経営戦略的観点から行う管理・監督の域を超えているとまでは認められない。

#### 4 被申立人による生産体制等の指示

(1) 前記認定事実（第3、2、(6)、ア）のとおり、被申立人が、千葉サンケンで扱っていたブラウン管テレビ用高圧ダイオードを門前工場へ移管することを決定したこと、前記認定事実（第3、2、(6)、ウ）のとおり、被申立人が09中計を策定する際、石川サンケンが自ら策定する09中計の検討案の内容を被申立人に提案していることが推認できること、前記認定事実（第3、2、(6)、イ）のとおり、被申立人の「09中計 2・3年次数値目標の設定について」の中で、サンケングループ内の各子会社工場のライン統廃合、不採算製品、パッケージの撤退についての記載がされていたことが認められる。

(2) 以上のことから、被申立人が、親会社としてサンケングループ全体にかかる経営戦略事項を判断、決定し、グループ内子会社にその方向性を示していたものと認められ、その意味において、被申立人は親会社としてグループ内子会社の経営に対して一定の支配力を有しているものと認められるが、それが親会社がグループの経営戦略的観点からグループ内子会社に対して行う管理・監督の域を超えているとまで認めるに足る証拠はない。

#### 5 被申立人による具体的な指揮命令等の有無

(1) 申立人は、被申立人が、①生産原価会議、②アッセンブリ戦略会議、③受注生産会議、④品質会議を月1回程度開催し、②ないし④においては石川サンケンの各工場長や担当者を出席させていること、また、石川サンケンを紹介せず、直接、門前工場に対し、生産指示することが常態となっており、かかる生産指示は門前工場従業員の作業内容、勤務日程に関わること、製品についての技術指導名目での直接の指揮命令も行われていることから、被申立人は、門前工場を自社の一工場として扱っていると主張する。

しかし、前記認定事実（第3、2、(7)、ア～エ）のとおり、被申立人が、子会社の役員等を招集し、上記①ないし④の会議を開催していることは認められるものの、これらの会議は、サンケングループ内における製品生産に関する連絡調整、報告等を行う必要から開催されているものと推認され、これらが親会社がグループの経営戦略的観点からグループ内子会社に対して行う管理・監督の域を超えているとまで認めるに足る証拠はない。

(2) また、前記認定事実（第3、2、(7)、カ）のとおり、被申立人とサンケングループ内子会社は、子会社の生産面（販売会社は販売面）に関して、被申立人との間で製品発注システム等による情報連携を行っていることが認められるが、一般的な企業におけるコンピューターシステムによる連携の域を超えているような具体的な事情は認められず、被申立人による生産指示が石川サンケンを介さずに行われていることを認めるに足る証拠もない。

(3) さらに、前記認定事実（第3、2、(7)、キ）のとおり、被申立人本社の従業員には、2～3人の門前工場担当者がおり、技術指導やクレーム対応等のため月2回程度、門前工場に来て、同工場の従業員を指導していることが認められるが、これらの者は石川サンケンに常駐しているわけではなく、必要に応じて短期間の技術指導を行っている程度のものと認められる。

また、前記認定事実（第3、2、(7)、ク）のとおり、石川サンケンに勤務する被申立人からの出向者が石川サンケン従業員に対し指揮命令を行うことがあっても、石川サンケン従業員として行っているものであり、被申立人従業員として行っているものとは認められない。

(4) 以上のことから、被申立人が、門前工場を自社の一工場として扱い、石川サンケンの生産活動業務の遂行について直接指揮命令を行っているとはまではいえない。

## 6 石川サンケンの別法人としての独立性

(1) 前記認定事実（第3、1、(3)、別紙）並びに（第3、2、(8)、ア及びイ）のとおり、石川サンケンの組織は、社長、副社長、経営会議、総務人事部、管理部、各工場となっており、石川サンケン独自で総務、人事、経理、企画業務を行う独立的な組織と独自の社規、社則を有して、日常業務運営、労務管理、経理管理を行っていることが認められる。

(2) また、前記認定事実（第3、2、(8)、ウ）のとおり、石川サンケンにおける経営判断に係る重要事項の意思決定は、社長、副社長、常勤取締役2人、執行役員5人の計9人で構成される経営会議（月2回開催）でなされていることが認められる。この経営会議の決定事項は、予算、各工場の生産見通し、生産効率の改善、職員採用、人事異動及び懲戒等のあらゆる経営事項となっている。

(3) 前記認定事実（第3、4、(10)）のとおり、門前工場閉鎖問題に関して、平成22年2月23日から平成23年4月11日までの間に、申立人と石川サンケンとの間で22回の団体交渉を行っているが、石川サンケンからはC社長とB副社長の2人の代表取締役が毎回出席し、交渉は続けられていることが認められる。

(4) 以上のことから、石川サンケンは、被申立人の完全子会社とはいえ、被申立人とは独立して運営・管理が行われ、申立人との団体交渉も独自に行っており、実質的にも被申立人とは独立した別法人ということが出来る。

#### 7 門前工場閉鎖決定に対する被申立人の支配力について

(1) 申立人は、門前工場閉鎖問題について、①被申立人Y1社長が門前工場の製品を「終息品」と発言していたこと、②石川サンケンの09中計で、石川サンケンは門前工場を町野工場の製造課とすることで存続させることを被申立人に提案したが、同年2月の申立人との労使協議会の場で、石川サンケンA社長が、被申立人において門前工場閉鎖の方針を打ち出したため「ご破算」となったと発言したこと、③被申立人の09中計において、子会社の工場単位、製品単位で不採算製品群の分析及び撤退製品群、ライン統廃合が明記されていること、④平成22年3月に作成された石川サンケンの09中計（2、3年次）において、「工場閉鎖の方向付けが示されたため」と明記されていること、⑤平成7年の門前工場の新工場建設に関して、石川サンケン20周年記念誌において「サンケン本社で新工場建設が決定し、……」と明記されていることからすれば、門前工場の閉鎖を実質的に決定したのは被申立人であり、被申立人が門前工場の閉鎖問題にかかる団体交渉について労働組合法第7条の「使用者」に当たると主張する（前記第2、2、(1)、エ及びカ）。

(2) そこで検討するに、以下のことから、門前工場閉鎖問題について、被申立人が一定の支配力を有していたと認めることができる。

ア 上記(1)①についてみると、前記認定事実（第3、3、(5)）のとおり、被申立人Y1社長が門前工場における「MS21 成果報告会」の全体講評の中で、「終息品をいかに扱うか、立ち上がりロス、終息ロスをみてほしい。終息ロスをいかに無くすか。」と発言していた。

イ 上記(1)②についてみると、前記認定事実（第3、3、(4)、(6)及び(7)）のとおり、平成20年9月12日の申立人との労使協議会で、石川サンケンから申立人に対して、門前工場の生き残り策として、門前工場の町野工場製造課案が提案されていたこと、平成21年11月、被申立人従業員から石川サンケンに赤字製品の販売中止について説明があったこと、その後、平成21年2月頃には、被申立人の09中計がご破算になったため門前工場の町野工場製造課案が白紙になっていたことが認められる。

ウ 上記(1)③及び④についてみると、前記認定事実（第3、3、(8)）のとおり、被申立人が、平成21年12月、「09中計 2・3年次数値目標の設定について」と題する資料において、「アッセンブリ戦略 3 ライン統廃合案」を作成したこと、前記認定事実（第3、3、(11)）のとおり、平成22年3月に作成された石川サンケンの09中計（2、3年次）において、「工場閉鎖の方向付けが示されたため」と明記されていることが認められる。

エ その後、前記認定事実（第3、3、(9)）のとおり、平成22年2月23日、第1回団体交渉の席上、石川サンケンから申立人に対し、門前工場閉鎖問題が提案された。

オ 上記(1)⑤についてみると、前記認定事実（第3、3、(2)）のとおり、平成7年の門前工場の新工場建設に関しては、石川サンケン20周年記念誌において「サンケン本社で新工場建設が決定し、……」との記述があることは認められるものの、同誌の他の箇所及び石川サンケン10周年記念誌の記述によれば、石川サンケンが昭和63年から新工場用地の取得に動き出し、最終的に現在地に決定しているとの記述も認められる。これらの記述からは、被申立人が新工場建設を決定したとまではいえないが、新工場建設の方針を示したことが窺われる。

(3) しかしながら、そのように被申立人が一定の支配力を有していたとしても、前記認定事実（第3、3、(7)、(9)及び(10)）のとおり、石川サンケンが、平成21年11月17日の被申立人従業員からの赤字製品の販売中止の説明を受けた以降、他工場からの製品移管や新製品などによって門前工場の存続の可能性について検討を行った結果、いずれも経営上の合理性に欠けるとの

結論に至り、平成22年2月23日の第1回団体交渉で門前工場の閉鎖を申し入れ、同年3月6日の石川サンケンの臨時経営会議において門前工場の閉鎖を正式に決定している経緯が認められること、当該閉鎖決定過程に被申立人が具体的な関与を行ったと認めるに足る証拠もないことから、被申立人が門前工場の閉鎖を実質的に決定したとまでは認められない。

(4) したがって、被申立人の支配力が、親会社である被申立人がサンケングループの経営戦略的観点から子会社である石川サンケンに対して行う管理・監督の域を超えていたとまではいい難く、被申立人が門前工場閉鎖に伴う申立人組合員の基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたとまで認めることはできないから、申立人の主張は採用できない。

## 8 結 論

被申立人は、資本関係、役員派遣の状況及び営業取引関係から、親会社として、石川サンケンの経営に対し一定の支配力を有していたことは認められる。

しかし、石川サンケンにおいては、独自の経営会議で重要事項の意思決定を行い、また、総務、人事、経理、企画業務を行う独立的な会社組織をもって事業活動を行い、申立人と独自に団体交渉を行っており、意思決定、組織及び団体交渉の独自性からみても、被申立人とは別個の法人としての独立性が認められる。

また、石川サンケン従業員の基本的労働条件等に関しては、被申立人が石川サンケンを含むグループ内子会社に方針を決定し、示していたことがあったとしても、申立人が被申立人に対して団体交渉を申し入れたこともなく、また、被申立人の具体的な関与がなされたこともなく、具体的、現実的には申立人と石川サンケンとの間で団体交渉を経て決定されていた。

更に、門前工場閉鎖問題についても被申立人による赤字製品の販売中止方針の決定事実などが認められるが、被申立人が門前工場の閉鎖を実質的に決定したとまでは認められない。

以上のことからすると、被申立人は、石川サンケンの経営に対し一定の支配力を有していたことは認められるが、それが親会社がグループの経営戦略的観点から子会社に対して行う管理・監督の域を超えているものとまでは認められ



ないことから、申立人組合員の基本的な労働条件等に対して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している者とはいえ、被申立人は、労働組合法第7条の使用者には当たるということはできない。

よって、被申立人は、本件について不当労働行為責任を負う者には該当せず、不当労働行為は成立しない。

#### 第5 法律上の根拠

以上の事実認定と判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成23年10月18日

石川県労働委員会

会 長 中 村 明 子 ,

別紙

石川サンケン株式会社組織図(平成23年4月1日現在)

